

栃木県政務調査費に係る留意事項

栃木県政務調査費の交付に関する条例（平成13年栃木県条例第1号）による政務調査費に係る留意事項は次のとおりです。

1 政務調査費の趣旨

会派が行う県の事務又は地方行財政に関する調査研究に必要な経費の一部として、知事が各会派に交付するものです。

2 対象となる調査研究事業

会派が計画した県の事務又は地方行財政に関する調査研究であれば該当します。会派の事業計画にないものや議員の私的な調査研究は対象とはなりません。

3 調査研究の実施方法

(1) 調査研究実施計画等

① 各会派は、その年度の調査研究実施計画を作成し、当該計画に基づき調査研究を行います。ただし、年度途中において新たに調査研究を必要とする課題が生じたときは、随時、計画の変更を行います。

② 議員又は会派内の議員で構成するグループは、会派が決定した調査研究実施計画に基づき調査研究を分担して行うものです。

なお、その際会派は、議員やグループが分担する調査研究活動を明示することとし、議員やグループは、会派に対し調査研究活動報告書を提出する必要があります。

(2) 会派が行う調査研究（例示）

- ① 研究機関等への委託による調査研究
- ② 会派が雇用する職員による調査研究
- ③ 所属議員を対象とした研修会又は講演会の開催
- ④ 調査研究に係る各種会議の開催
- ⑤ 図書、資料等による調査研究
- ⑥ 会派活動、県政に関する政策等の広報

(3) 議員やグループが行う調査研究（例示）

- ① 会派が作成した実施計画に基づく調査研究、現地調査等
- ② 他団体が開催する研修会、講演会等への参加

* 一人の議員又は一つのグループが複数のテーマを担当することは可能です。

4 政務調査費の使途について

(1) 基本的な考え方

政務調査費は、会派が行う調査研究に必要な経費（施行規程第4条別表のとおり）に使用するものです。

なお、残余が生じた場合及び目的外使用があった場合には、県へ返還することとなります。

(2) 使途基準について

項 目	使 途 の 具 体 例
1 調査研究費	<p>① 会派が、県の事務及び地方行財政に関する調査を、他の機関に委託するための経費 調査委託料、会議費 等</p> <p>② 会派又は会派内の議員、グループが、県の事務及び地方行財政に関する調査研究を実施するための経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県民を対象とした実態調査等を実施した場合の経費 ・ 各種施設等の調査に要する経費 ・ 自然災害、事故等の状況調査に要する経費 ・ 政策研究会等を開催する経費 ・ 調査研究、実地調査報告書等の作成に要する経費 調査委託料、会議費、報告書作成費、講師謝礼、交通費、宿泊費、郵送料、写真代、自動車等借上げ費 等 <p>(注1) 会派内の議員、グループが、会派から調査委託を受けた場合に、その委託を受けた調査研究を実施するために、自らの議員事務所あるいはグループ内の特定議員事務所を使用した場合や、臨時補助員等を雇用した場合には、当該調査研究業務に使用した割合に応じた費用（事務所費、人件費）を調査委託料として計上することができます。</p> <p>(注2) 公務の際に、政務調査のための現地調査等もあわせて行う場合には、公務の部分と政務調査の部分が、時間的、場所的、経費的に重複することなく明確に区分できることが必要です。</p>

2 研修費	<p>① 会派が主催する県政、地方行財政等に関する研修会、講演会等の開催に要する経費 準備会議費、資料作成費、会場・機材借上げ料、講師謝礼、結果報告書作成費、交通費、宿泊費、郵送料 等</p> <p>② 他団体が開催する研修会、講演会等に参加する経費 参加負担金、結果報告書作成費、交通費、宿泊費 等</p>
3 会議費	<p>調査研究の一環として、会派が実施する各種会議に要する経費（他の事業経費に計上した会議費は含まない。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 議案等の審議、県政に関する施策等の検討に要する経費 ・ 県民の県政に関する意見、要望を聴くための意見交換会等に要する経費 <p>資料作成費、会場・機材借上げ料、交通費、郵送料 等</p>
4 資料作成費	<p>会派が議案の審議等に必要資料を作成するために要する経費（他の事業経費に計上した資料作成費は含まない。）</p> <p>原稿料、翻訳料、印刷製本費 等</p>
5 資料購入費	<p>会派が調査研究、研修、議案審議等を行うため及び議員の議会活動に必要な知識、情報を収集するための図書、資料等の購入に要する経費</p> <p>書籍、法規集、専門誌等の購入、新聞購読料 等</p>
6 広報費	<p>会派が行う議会活動及び県政に関する施策等の広報活動に要する経費であって、県民の意見を議会活動に反映させる事を目的として実施するもの。</p> <p>広報紙・報告書等印刷費、編集会議費、資料作成費、郵送料 等</p> <p>(注) 政党及び後援会の広報（会報、広報誌、パンフレット、ピラ等の印刷代、送料等）、あるいは、選挙活動に係る広報、ピラの作成等の経費は該当しません。</p>

7 事務費	<p>会派が行う調査研究に必要な事務的経費（一つの事業経費に属さないものを計上する。）</p> <p>① 需用費： 文具、フロッピーディスク、ファイル等購入費、コピー代、事務機器の修理費、燃料代 等</p> <p>② 備品費： 事務用機器、机、椅子購入費 等</p> <p>③ 使用料： 複写機・ファクシミリの賃借料 等</p> <p>④ 役務費： 電話料、インターネット使用料、郵送料 等</p> <p>（注1）自動車の購入費及び修繕、車検、保険料等の維持管理経費は対象経費とは認められません。</p> <p>（注2）政務調査に関する経費の支出額を計上するものですが、政務調査以外の活動でも使用している場合には、使用実態等により按分して政務調査費を計上する必要があります。</p>
8 人件費	<p>会派が行う調査研究事業を補助するために雇用された者に係る経費 給料、賃金、各種手当、社会保険料 等</p> <p>（注）補助職員を調査研究活動以外の事務に従事させた場合には、それぞれの事務に従事した割合を明確にし、政務調査費により支出する人件費の額はその割合以内とする必要があります。</p>

【 各項目共通の留意点 】

1 交通費は、旅行に要した鉄道賃、バス賃、航空運賃、有料道路使用料、駐車料、燃料費等の実費が原則です。

また、宿泊費は一泊二食の実費が原則となります。

2 次の経費は政務調査費から支出することは認められません。

- ① 会派の役員経費
- ② 政党活動、後援会等に関する経費
- ③ 調査委託業務に使用されない議員の事務所の賃借料、光熱費等議員個人に係る経費
- ④ 調査委託業務に使用されない議員秘書、運転手に係る人件費
- ⑤ 議員個人の生活費
- ⑥ 慶弔費

5 調査研究に要した経費の支出方法

(1) 会派からの支出

調査研究に要する経費については、会派が直接支払うことが原則です。

(2) 議員又はグループからの支出

議員又はグループが支出する場合は次のいずれかの方法によります。

ア 前払いによる場合

議員又はグループが行う調査研究に要する経費に充てるため、会派が予め政務調査費を前払いします。

イ 精算による場合

議員又はグループが会派に調査研究に要した経費を報告し、会派から所要額の支払いを受けます。

6 政務調査費の経理方法

(1) 会派の政務調査費経理責任者が行う事務

会派全体に係る会計帳簿を調製し、その内訳を明確にするとともに、証拠書類を5年間整理保管しなければなりません。

(2) 議員又はグループが行う事務

会派が計画した調査研究事業の一部を分担した議員又はグループは、調査等に要した経費に係る会計帳簿を調製するとともに証拠書類の整理を行い、会派が指示する日までに、経理責任者に会計帳簿と証拠書類（調査研究活動報告書を含む。）を提出する必要があります。

- 提出する証拠書類は、領収書、口座振替書、契約書、研修会等の資料、調査結果報告書、支払証明書等です。

- 領収書は、原則、全ての支出について徴する必要があります。

ただし、鉄道賃、バス賃、航空運賃等領収書を徴する事ができない場合には、支払証明書を提出します。

(3) 会計帳簿の調製

会派及び議員又はグループは、用途の項目ごとに会計帳簿を調製することとし、その様式は別紙のとおりです。

7 調査研究活動の報告

議員又はグループは、分担して実施した調査研究事業について調査研究活動報告書を作成し会派に提出します。

会派は、全体の調査研究活動について、調査研究活動報告書を取りまとめ、整理保

管しておきます。

8 収支報告書の提出及び閲覧

会派は、会計帳簿等を基に収支報告書を作成し、年度末日の翌日から起算して30日以内（4月30日まで）に議長に提出しなければなりません。

会派から提出された収支報告書は、提出期限の翌日から起算して30日を経過する日の翌日（5月31日）から、県民及び県内に事務所又は事業所を有する個人及び法人の閲覧に供されます。

9 議長の調査

議長は、政務調査費の適正な運用を図るため、収支報告書が提出された後、必要に応じて会派が整理保管している証拠書類等の調査を行います。

- (1) 収支報告書と会計帳簿、証拠書類との照合
- (2) 政務調査費の支出内容と使途基準との照合 等